

第20期 定時株主総会招集ご通知



INTERNET
INFINITY

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム
ガラス棟6階 G602会議室

INDEX

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	
事業報告	10
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

株式会社インターネットインフィニティー
証券コード：6545

(証券コード 6545)
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都千代田区二番町11番19号
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役社長 別宮 圭一

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト
に「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://iif.jp/ir/>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択してご確認ください。)



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「インターネットインフィニティー」又は「コード」
に当社証券コード「6545」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある
「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月24日(月曜日)午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
(当日は、午前9時30分より受付を開始いたします。)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第20期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第20期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎今後の状況により本株主総会の開催・運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://iif.jp/ir/>)に掲載いたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第20期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額26,520,140円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>べっく けい いち 別 宮 圭 一 (1972年4月5日)</p>	<p>1996年4月 株式会社アスキー入社 2000年4月 サイトデザイン株式会社入社 2001年5月 有限会社インターネットインフィニティー（現当社）設立 取締役社長 2004年7月 当社代表取締役社長（現任） 2009年12月 株式会社あいけあ（現当社）取締役 2017年6月 株式会社名鉄ライフサポート 取締役（現任） 2022年10月 株式会社正光技建 取締役（現任）</p> <p>〈取締役候補者とした理由〉 候補者は、当社の創業者として経営全体の指揮を執り、今日の当社の礎を築いてまいりました。今後、当社の持続的な成長を牽引する原動力として、同氏のリーダーシップと豊富な経験が果たす役割は大きいと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	298,849株
2	<p>再任</p> <p>ふじ さわ たく 藤 澤 卓 (1973年4月15日)</p>	<p>1996年4月 株式会社アスキー入社 2000年2月 株式会社ガマ・ドットコム入社 2001年5月 株式会社アイイーインスティテュート入社 2004年5月 有限会社インターネットインフィニティー（現当社）入社 2004年6月 当社クローバーケアステーション城東所長 2005年6月 取締役 2015年6月 常務取締役介護事業本部長兼在宅サービス事業部長 2017年6月 株式会社名鉄ライフサポート 監査役 2018年12月 常務取締役事業本部長兼レコードブックフランチャイズ運営部長 2019年4月 常務取締役 2020年4月 常務取締役レコードブック直営運営部長 2021年1月 当社常務取締役（現任） 2021年4月 株式会社フルケア 代表取締役社長（現任） 2022年10月 株式会社正光技建 代表取締役社長（現任）</p> <p>〈取締役候補者とした理由〉 候補者は、当社入社以降、介護現場での経験に加え、当社の重要な事業部門の責任者として豊富な経験と実績を積んでまいりました。今後もこれらの経験等をもとに取締役として適切な職務執行を遂行することが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	220,267株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>ほしの けんじ 星野 健治 (1981年12月28日)</p>	<p>2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>2013年 8月 当社入社</p> <p>2014年10月 経営管理部 部長代理</p> <p>2015年 4月 経営管理部 部長</p> <p>2015年10月 執行役員管理本部長兼経営管理部長</p> <p>2016年 3月 取締役管理本部長兼経営管理部長</p> <p>2017年 4月 取締役管理本部長</p> <p>2019年 2月 取締役管理本部長兼経営管理部長</p> <p>2019年 4月 常務取締役経営管理部長</p> <p>2019年 7月 常務取締役</p> <p>2021年 5月 株式会社フルケア 監査役（現任）</p> <p>2021年10月 当社常務取締役経営管理部長（現任）</p> <p>2022年 5月 株式会社カンケイ舎 監査役（現任）</p> <p>2022年11月 株式会社正光技建 監査役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 候補者は、公認会計士として企業会計に精通しており、当社のIPOにも携わるなど、管理部門において管理体制の強化を推進してまいりました。今後、コーポレートガバナンスの更なる推進・強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	42,576株
4	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p>かね こ ひろ おみ 金子 博臣 (1958年12月21日)</p>	<p>1981年 4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>1987年 3月 三菱商事キト工駐在事務所長</p> <p>1993年12月 Bridgestone Sales (Thailand) Co.,Ltd. Sales Director</p> <p>2004年 8月 三菱商事株式会社新機能事業グループ ヒューマンケア事業本部ライフケア事業ユニット マネージャー</p> <p>2009年 4月 三菱商事株式会社生活産業グループ ヒューマンケア・メディア本部ヘルスケアユニット マネージャー</p> <p>2010年 5月 株式会社日本ケアサプライ 代表取締役社長</p> <p>2015年 6月 一般社団法人日本福祉用具供給協会 理事</p> <p>2020年 6月 株式会社日本ケアサプライ 顧問</p> <p>2020年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等） 候補者は、長年にわたりヘルスケアビジネスに携わり経営者としても豊富な経験や知識を有しております。それらを活かし、当社の経営判断に、業務を行う経営陣から独立した立場で適切な助言や提言が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>新任 社外 独立</p> <p>くろだ かずみち 黒田 和道 (1974年6月11日)</p>	<p>1996年6月 株式会社電腦隊入社 1999年9月 株式会社フラクタリスト 取締役 2010年3月 株式会社ロジックロジック (現株式会社PLAY) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〉 候補者は、長年にわたり様々な分野で新規事業の立ち上げや会社経営に携わるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社の今後の成長戦略において、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、客観的、中立的かつ専門的な立場で適切な助言や提言が期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金子博臣氏及び黒田和道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金子博臣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、金子博臣氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、黒田和道氏の選任が承認された場合も、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、金子博臣氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。金子博臣氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、黒田和道氏の選任が承認された場合も、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりであります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2025年3月に更新する予定であります。
6. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在ののものであります。

第3号議案

監査役3名選任の件

現任監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>再任 社外 独立</p> <p>さぬ かわ しん や 衣川 信也 (1954年1月31日)</p>	<p>1977年4月 三楽オーシャン株式会社(現メルシャン株式会社)入社</p> <p>1987年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社</p> <p>2011年12月 株式会社やまねメディカル入社</p> <p>2013年4月 オリックス・ファシリティーズ株式会社入社</p> <p>2014年4月 株式会社レイクス21入社</p> <p>2015年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>2022年5月 株式会社カンケイ舎 監査役(現任)</p> <p>〈社外監査役候補者とした理由〉 候補者は、長年財務会計に関わる業務や介護業界での職務に携わってきたことによる豊富な知見、識見を有しております。2015年からは当社の常勤監査役として日々の監査を担当しており、当社の事業内容にも精通しておりますので、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。</p>	—
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>さとう まさ ひこ 佐藤 雅彦 (1968年10月5日)</p>	<p>1997年4月 弁護士登録 高瀬法律事務所入所</p> <p>2015年4月 viola法律事務所開設 同事務所所長(現任)</p> <p>2016年6月 当社監査役(現任)</p> <p>〈社外監査役候補者とした理由〉 候補者は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験は有りませんが、同氏の高い専門性をもって、当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>わた なべ たつ お 渡 邊 龍 男 (1964年6月11日)</p>	<p>1987年4月 住友生命保険相互会社入社 2001年4月 サイトデザイン株式会社 取締役 2004年2月 有限会社ソレイルソウル設立 取締役(現任) 2004年6月 株式会社オールアバウト 常勤監査役 2005年3月 デザインエクステンジ株式会社 監査役 2007年3月 HRソリューションズ株式会社 監査役 2007年6月 ウェブロックホールディングス株式会社 社外取締役 2014年9月 当社取締役 2015年3月 株式会社ワイヤレスゲート 社外取締役 2016年3月 株式会社ワイヤレスゲート 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年8月 株式会社星野 社外取締役 2018年3月 株式会社L T E - X 監査役 2020年6月 当社監査役(現任) 2020年6月 株式会社セルム 社外取締役 2021年3月 株式会社ORJ 社外取締役(現任) 2023年3月 株式会社CAC Holdings 社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社オールアバウト 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 株式会社セルム 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>〈監査役候補者とした理由〉 候補者は、長年企業経営等に携わってきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。2014年からは当社の社外取締役として貴重なご意見を適宜いただいております。当社の事業内容にも精通していることから、当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査役候補者としたしました。なお、同氏の監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 衣川信也氏及び佐藤雅彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、衣川信也氏、佐藤雅彦氏及び渡邊龍男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、衣川信也氏及び佐藤雅彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりであります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2025年3月に更新する予定であります。
6. 上記各監査役候補者の所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在のものであります。

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにアーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した新たな視点での監査を期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を勘案し、同監査法人が当社の会計監査人に適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年5月1日現在)

名 称	アーク有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1丁目23番3号	
沿 革	1975年4月 近畿第一監査法人設立、聖橋監査法人設立 1982年8月 明治監査法人設立 2004年3月 アーク監査法人設立 2016年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併、 明治アーク監査法人に名称変更 2016年7月 明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併 2019年7月 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月 アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併	
概 要	資本金 構成人員 代表社員 社員 公認会計士 公認会計士試験合格者 米国公認会計士 米国公認会計士試験合格者 ITその他専門職員 監査事務スタッフ その他 合計 関与会社数	80百万円 8名 41名 59名 45名 2名 2名 5名 24名 14名 200名 117社

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会経済活動の正常化とインバウンド需要等の回復が見られた一方、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や為替相場の大幅な変動による影響により、一般消費者の消費行動にも影響が広がるなど、景気の回復基調は緩やかにとどまり、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの事業に関わる高齢社会に関連する市場におきましては、ウィズコロナ社会における「新しい生活様式」が高齢者にも浸透しており、外出意欲の高まりや社会活動の正常化に伴い、健康への関心がより高まってきております。加えて、中長期的には今後高齢化率の上昇基調が続くことから、引き続きヘルスケアサービスの需要は高まっていくものと予想されます。

また、介護業界では人材不足が深刻化しており、人材の確保や業務負担の軽減、職場環境の改善が重要な経営課題として認識されております。介護保険制度の見直しは3年に一度行われており、2024年4月の介護報酬改定では介護保険制度を将来にわたり安定的に持続させるため、介護人材の確保に向けて介護職員等処遇改善加算の加算率が引き上げられるとともに、介護現場の生産性向上に向けてICT等のテクノロジーの活用を推進する生産性向上推進体制加算が新設されるなど、全体では1.59%のプラス改定となりました。

このような環境の中、当社グループは「健康な未来」というコーポレートスローガンのもと、「創意革新と挑戦による超高齢社会における課題解決」をミッションと位置づけ、2023年6月に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」で示した「IIF Vision2030」や経営目標の達成に向けた取り組みを実行し、持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現に向けた動きを加速してまいります。

当期においては、前期と比較してレコードブック事業や在宅サービス事業等の既存事業の利用者が順調に推移したことにより売上高が増加したことに加え、前期に実行した複数のM&Aに関連した一時費用の負担がなくなったため、営業利益以下の段階利益は大きく増加いたしました。

以上の結果、当期における売上高は4,959,249千円（前期比111.1%増）、営業利益は230,234千円（前期比139.7%増）、経常利益は271,220千円（前期比85.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は130,624千円（前期比286.0%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりです。

（ヘルスケアソリューション事業）

レコードブック事業におきましては、当期において短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」のフランチャイズが8カ所増加しております。また、直営店3カ所をフランチャイズ加盟店に譲渡及び4カ所を閉店した結果、直営店が24カ所、フランチャイズが179カ所となりました。

そのほか、名古屋鉄道株式会社との合併会社である株式会社名鉄ライフサポートが愛知県を中心に展開する「名鉄レコードブック」は、当期末において21カ所となっております。

これにより、「レコードブック・ブランド」の店舗が合計で224店舗（前期末は220店舗）となりました。

これらのフランチャイズの店舗数増加に加え、高齢者に運動習慣の重要性への理解が浸透したことにより、レコードブックの既存店舗の稼働率については回復基調で推移したため、直営店舗の売上高や加盟店からのロイヤルティ等の収入は前期と比べ増加いたしました。

一方、当期におけるフランチャイズの新規出店に伴う加盟金等による収入は前期と比べやや減少いたしました。また、当社が設備投資を行い、フランチャイズ加盟店にレンタルをするプランから、当初契約期間5年間の満了に伴いプランを変更した店舗が増加したため、これまで当社が負担していた地代家賃・減価償却費等の原価と同額の売上高がともに減少いたしました。

この結果、レコードブック事業全体では前期と比べて売上高はやや減少した一方、営業利益はやや増加いたしました。

Webソリューション事業におきましては、当期より人員体制を強化し営業活動の推進やコンテンツの拡充等を行った結果、シルバーマーケティング支援では大型案件を、メディカルソリューションの分野では複数の新規受注を獲得いたしました。

この結果、前期と比べて売上高、営業利益ともに大きく増加いたしました。

従来のケアサプライン事業につきましては、当期より、アクティブライフ事業に名称を変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、その内容に与える影響はありません。2022年10月より株式会社正光技建を連結の範囲に含め、介護保険外の住宅リフォーム事業を開始しており、当期は同事業が通期で業績に寄与しております。同事業は資源価格の高騰等の影響を受け、全体の原価率は上昇しております。

この結果、前期と比べて売上高は増加した一方、営業利益は減少いたしました。

これらの結果、売上高は3,414,393千円（前期比8.8%増）、営業利益は421,325千円（前期比0.9%増）となりました。

（在宅サービス事業）

在宅サービス事業におきましては、連結子会社の株式会社カンケイ舎において、2022年12月の事業譲受により新たに施設介護事業を開始しており、当期は同事業が通期で業績に寄与しております。既存の事業においても、人事制度改革等により人材の確保が進んだ結果、サービス提供回数が増加いたしました。

この結果、売上高は1,544,855千円（前期比16.4%増）、営業利益は339,475千円（前期比20.4%増）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第19期 (2023年3月期) (前期)		第20期 (2024年3月期) (当期)		前期比増減 金額(千円)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
ヘルスケアソリューション事業	3,136,925	70.3	3,414,393	68.8	277,468
在宅サービス事業	1,327,493	29.7	1,544,855	31.2	217,361
合計	4,464,419	100.0	4,959,249	100.0	494,830

② 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資総額は210,944千円であります。その主なものは、レコードブック事業における業務支援ソフトウェア154,000千円、「レコードブック」店舗の新設等による建物及び構築物21,867千円であります。

③ 資金調達の状況

当期に、所要資金として、金融機関より短期借入金として純額250,000千円の調達を行いました。

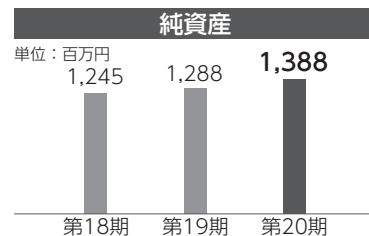
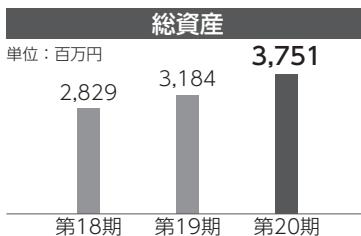
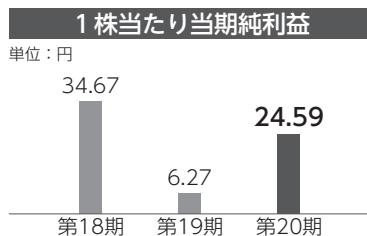
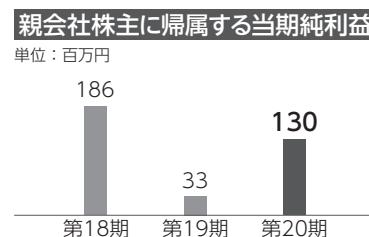
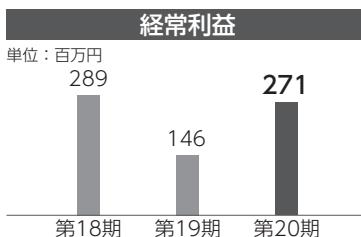
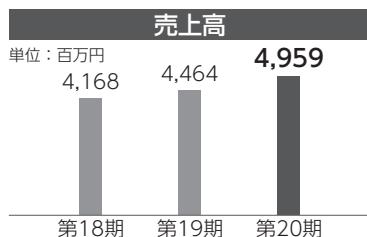
(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2021年 3月期)	第 18 期 (2022年 3月期)	第 19 期 (2023年 3月期)	第 20 期 (当期) (2024年 3月期)
売 上 高(千円)	—	4,168,077	4,464,419	4,959,249
経 常 利 益(千円)	—	289,674	146,411	271,220
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	—	186,218	33,837	130,624
1 株当たり当期純利益 (円)	—	34.67	6.27	24.59
総 資 産(千円)	—	2,829,307	3,184,338	3,751,495
純 資 産(千円)	—	1,245,297	1,288,136	1,388,353
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	—	231.64	238.56	261.75

(注) 1. 第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第20期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第19期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社レコードブック	20百万円	100.0%	レコードブック事業（リハビリ型通所介護、フランチャイズ運営）等
株式会社フルケア	10百万円	100.0%	福祉用具・医療機器のレンタル・販売 他
株式会社正光技建	3百万円	100.0%	住宅リフォーム工事の設計・施工、新築工事
株式会社カンケイ舎	10百万円	100.0%	居宅介護支援、訪問介護、通所介護、施設介護、福祉用具貸与・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社であります。
2. 株式会社レコードブックは、2023年11月1日に設立しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2024年1月15日開催の当社取締役会において、2024年4月1日付で当社のレコードブック事業を会社分割（簡易吸収分割）により当社の連結子会社である株式会社レコードブックに承継させることを決議し、同日付で同社と吸収分割契約を締結いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「健康な未来」という経営理念のもと、「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」を行う企業として、業容の拡大と経営基盤の強化に取り組んでおります。

① 業容の拡大に向けた取り組み

イ. レコードブックの全国展開の加速とサービスの多角化

健康寿命の延伸や社会保障費の抑制に向け、介護予防分野への注目が高まる中で、リハビリ型デイサービスの果たす役割に期待が寄せられています。大きな成長の見込まれる当分野において、当社グループはレコードブックの出店を加速することにより、早期のブランド確立及び浸透、マーケットシェアの拡大を図ります。翌期においても、前期に引き続きフランチャイズ既存加盟店の増店に注力することで、新規出店のペースを再

加速させてまいります。また、全国の主要都市を中心に出店エリアを精査し、地元企業や事業主をオーナーとするフランチャイズ方式での出店の強化に加え、当社グループとは異なるノウハウを保有する企業や、地元顧客基盤やブランドを有する企業等との提携による出店も進めてまいります。

フランチャイズ展開を加速させる上では、フランチャイズ本部機能のより一層の充実も必要であると認識しております。出店エリアの拡大に応じた地方拠点の整備や店舗開発、購買及び出店サポート機能の強化等により、安定的、効率的な出店体制の構築を実現してまいります。さらに、出店後においても、スーパーバイザーによるフランチャイズ加盟店の地域特性等に応じたきめ細やかな経営指導及び店舗運営指導により、加盟店の業績拡大、品質向上、コンプライアンス遵守の推進に努めてまいります。

これらのフランチャイズ本部機能強化にあたっては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、多店舗展開を見据えた生産性向上や業務効率化に努めてまいります。加えて、他の事業との連携やIoTの活用等を推進することにより、提供サービスの多角化も進めてまいります。レコードブック店舗の非滞在時間も含めて利用者一人ひとりの生活全般をサポートするサービスを展開し、レコードブックブランドの付加価値向上に取り組んでまいります。

ロ. ケアマネジャー会員ネットワークの活用

当社グループの運営する「ケアマネジメント・オンライン」は2024年3月末現在で10万超のケアマネジャー登録会員を擁しており、当サイトの登録会員を活用したビジネス展開の源泉となっております。シルバーマーケットは、国内における数少ない成長産業であり、多くの競合企業の参入が見込まれる中で、当市場におけるマーケティングの重要性が益々高まっております。当社グループは、ケアマネジャー会員ネットワークを活用したサービスを開発し、このような成長機会を他社に先駆けて掴むことで、一層の業容拡大を図ってまいります。

また、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、現在の取引領域を最大限に拡大することに加え、新たな顧客層の獲得も重要な課題であると認識しております。そのためには、顧客の成長分野をリサーチした上で、これまでの業務ノウハウを活かした隣接領域へのサービス展開及びアプローチを進める必要があります。当社グループは、メディカル分野を始めとした関連性の高い分野でも新サービスの開発や商品ラインナップの拡充に努め、幅広くサービスを提供してまいります。

ハ. 新規事業（保険外ヘルスケアサービス）の開発

増大する社会保障費が国家財政を圧迫しており、介護保険サービスの更なる充実は期待しにくい環境にあります。一方、高齢者の価値観の多様化により、従来の介護サービスではなく、自身の生活の質の向上に資するヘルスケアサービスを望む方が増加しており、介護保険外サービスに対するニーズが高まっております。当社グループは、全国展開を進めるレコードブックの店舗網を最大限に活用し、ヘルスケア関連商品の販売や関連サービスの提供等を通じて介護保険外サービスを強化してまいります。これにより高齢者向けサービス領域の拡大を図るとともに、ターゲット層の拡大等も視野に入れた新たなソリューションの開発を進めるなど、早期に当分野におけるビジネスモデルを確立することを目指してまいります。

なお、介護保険外サービスは介護保険サービスと比較し、売上変動リスクや信用リスクが高まることから、これらのリスクを低減するための取り組みも重要な課題であると認識しております。

② 経営基盤の強化に向けた取り組み

イ. 優秀な人材の確保・育成

業容の拡大に応じた専門性の高い人材や、有資格者などのサービスを提供する人材の確保・育成は喫緊の課題であると認識しております。教育研修体制や育成プログラムの充実・強化を積極的に進め、人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念や風土にあった人材の登用を進めてまいります。加えて、長期的な視点で人材の確保や定着の推進を図るため、従業員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされる人事制度を設計し、運用してまいります。

ロ. 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容を拡大するためには、業務内容の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、規程及び業務マニュアルの運用を徹底し、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

また、当社グループは2022年4月より在宅サービス事業及びアクティブライフ事業を、2024年4月よりレコードブック事業をそれぞれ分社化いたしました。権限委譲を拡大し意思決定を迅速化させるとともに、情報の一元管理体制及び適切なグループマネジメント体制の構築など各種の施策を推進することにより、グループ全体の業務効率性向上および成長の加速を実現してまいります。

ハ. 事業ポートフォリオの分散・拡充

当社グループは、これまでのノウハウや顧客基盤等を活かしつつ、その変化に対応した事業ポートフォリオを構築し、常に収益源の多様化や収益性の向上を図っていく必要があると考えております。そのため、社内体制の強化に加え、社会の変化によって新たに生じる課題の解決に関し独自の技術を持つベンチャー企業等に対して、企業買収や戦略的提携、資本参加等を必要に応じて行うことで事業ポートフォリオを分散、拡充することにより、中長期的に安定的な経営基盤を確立してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、「健康な未来」というコーポレートスローガン（経営理念）に基づき「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」をミッションとし、ヘルスケアソリューション事業及び在宅サービス事業を行っております。ヘルスケアソリューション事業においては、高齢者の健康寿命を延ばすための短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営を行うレコードブック事業、介護専門サイトの運営を通じて構築したケアマネジャーネットワークを利用したシルバーマーケティング支援や仕事と介護の両立支援等を行うWebソリューション事業並びにアクティブライフ事業を行っております。また、在宅サービス事業においては、在宅高齢者の方々に各種介護保険サービスを提供しております。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

セグメント区分	事業	概要
ヘルスケアソリューション事業	レコードブック事業	要介護認定者や要支援認定者を対象に、身体機能の維持・回復・改善や健康寿命延伸を目的とした運動プログラムの提供を行う、短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営
	Webソリューション事業	<p>シルバーマーケティング支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー向けに、業務支援を目的とした専門Webサイト「ケアマネジメント・オンライン」を運営 ・当サイト登録ケアマネジャー会員を介した、アンケート等による定性・定量調査や要介護高齢者へのサンプリング等の実施、顧客企業のマーケティングリサーチ、プロモーション支援サービス等の提供
		<p>仕事と介護の両立支援サービス</p> <p>介護セミナー等の開催、介護情報Webサイトの運営、介護コンシェルジュ（電話やメールによるケアマネジャー紹介、介護施設紹介、介護保険申請代行等）をパッケージとした企業の福利厚生サービス「わかるかいごbiz」の提供</p>
		<p>メディカルソリューションサービス</p> <p>「ケアマネジメント・オンライン」に登録しているケアマネジャーのネットワークを活用した製薬メーカー、医療機器メーカー向けのマーケティング支援サービスの提供</p>
	アクティブライフ事業	<p>高齢者やその家族が必要とする生活支援関連サービスの提供および物品の販売</p> <p>介護環境の整備に係る福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービス、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売サービス、住宅改修サービス、住宅リフォーム等の提供</p>
在宅サービス事業	居宅介護支援サービス	ケアマネジャーが、利用者及びその家族の要望に応じ、必要な介護サービスの種類・内容を織り込んだ介護支援計画（ケアプラン）を作成の上、介護サービスの提供事業者との連絡調整等を行い、利用者がスムーズに介護サービスを受けることができるよう支援
	訪問介護サービス	専任の訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者又は要支援者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護の他、清掃・着替え・買い物等の日常生活上の支援を行う介護サービス等の提供
	通所介護サービス（デイサービス）	要介護者又は要支援者にデイサービスセンターに通っていただき、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話の他、機能訓練・レクリエーション活動など、自立支援サービスの提供を行う介護サービスの提供
	施設介護サービス	要介護者又は要支援者に、住宅型有料老人ホームにおいて、食事・入浴・排せつ・機能訓練等の日常生活全般をサポートする介護サービス等の提供

(7) 主要な事業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区
ヘルスケアソリューション事業	東京都、神奈川県、奈良県に全24店舗

② 子会社

株式会社レコードブック	本 社：東京都千代田区
株式会社フルケア	本 社：広島県広島市 事業所：広島県、岡山県、島根県、山口県に9事業所 店 舗：広島県に1店舗
株式会社正光技建	本 社：広島県廿日市市 営業所：広島県に2営業所
株式会社カンケイ舎	本 社：東京都中央区 事業所：東京都、千葉県、神奈川県に23事業所

(8) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減
364 (106) 名	△10 (+4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は()内に外数で記載しております。なお、パートタイマーについては最近1年間の平均人員を算出し記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
172 (33) 名	△30 (△3) 名	31.6歳	4.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は()内に外数で記載しております。なお、パートタイマーについては最近1年間の平均人員を算出し記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	326,898千円
株式会社みずほ銀行	265,689千円
株式会社りそな銀行	240,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,520,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,427,771株
 (3) 株主数 1,954名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社別宮圭一事務所	1,040千株	19.61%
大同生命保険株式会社	400	7.54
別宮圭一	298	5.63
キューピー株式会社	240	4.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	221	4.17
藤澤卓	220	4.15
MSIP CLIENT SECURITIES	168	3.17
永井詳二	150	2.82
清板大亮	103	1.95
インターネットインフィニティー従業員持株会	79	1.49

(注) 持株比率は自己株式(123,743株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	16,664株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2016年3月17日
新株予約権の数		202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 161,600株 (注) 1 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 145,000円 (注) 1 (1株当たり182円)
権利行使期間		2018年3月18日から 2026年3月17日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 202個 目的となる株式数 161,600株 (注) 1 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2016年11月28日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2017年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」が調整されております。

2. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ④ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	別宮圭一	株式会社正光技建取締役
取締役副社長	小川一誠	株式会社フルケア取締役
常務取締役	藤澤卓	株式会社フルケア代表取締役社長 株式会社正光技建代表取締役社長
常務取締役	星野健治	経営管理部長 株式会社フルケア監査役 株式会社カンケイ舎監査役 株式会社正光技建監査役
取締役	金子博臣	—
常勤監査役	衣川信也	株式会社カンケイ舎監査役
監査役	佐藤雅彦	v i o l a法律事務所所長
監査役	渡邊龍男	有限会社ソレイリスoul取締役 株式会社ワイヤレスゲート取締役（監査等委員・社外） 株式会社ORJ社外取締役 株式会社CAC Holdings社外取締役 株式会社オールアバウト取締役（監査等委員・社外） 株式会社セルム取締役（監査等委員・社外）

- (注) 1. 取締役金子博臣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役衣川信也氏及び佐藤雅彦氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役衣川信也氏は、長年にわたり事業会社の経理部門において、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の役員の地位、担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。
- ・渡邊龍男氏の重要な兼職の状況について、2023年6月28日付で株式会社オールアバウトの社外取締役（監査等委員）に、2023年6月29日付で株式会社セルムの社外取締役（監査等委員）にそれぞれ就任しております。
5. 当社は、取締役金子博臣、監査役衣川信也及び佐藤雅彦の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員等管理職であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、2022年6月24日開催の取締役会決議により決定方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

役員の報酬等については、優秀な人材の登用・確保を可能とし、中長期的、持続的な企業価値の向上を実現するための有効なインセンティブとなり、その職責に相応しい報酬水準及び報酬体系であることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬等は、役職や職責等に基づいた基本報酬（固定報酬）、会社業績及び貢献度を勘案した短期インセンティブとしての業績連動報酬等（賞与）、持続的な企業価値の向上を図る長期インセンティブとしての非金銭報酬等（株式報酬）により構成されており、基本方針に基づき賞与及び株式報酬による比率を段階的に高めていく方針であります。また、社外取締役及び監査役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績に左右されない基本報酬（固定報酬）のみとしております。

当社では、取締役の報酬決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会を2021年8月に設置しております。

I. 基本報酬（固定報酬）

取締役については、取締役の個人別の報酬等の内容を役職や職責、業界あるいは同規模の他企業の水準等を総合的に勘案し、任意の報酬委員会にて検討し、取締役会に答申します。取締役会で審議を行い、決定いたします。

監査役の報酬等については、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により監査役会において決定いたします。

II. 業績連動報酬等（賞与）

取締役（社外取締役を除く。）の賞与（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）については、以下の算定方法に基づき、任意の報酬委員会にて検討し、取締役会に答申します。取締役会で審議を行い、決定いたします。支給対象は、法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である当社取締役（以下、「対象取締役」）を対象とします。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、賞与支給連結会計年度の前連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、前連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の期初予算達成率が100%以上の時に支給要件を満たしたとします。また、当期純利益の期初予算の達成率により分配率を決定するものとし、（親会社株主に帰属する当期純利益－期初予算）×分配率＝賞与支給額総額（ただし、支給総額上限額は20百万円とする。）とします。

達成率	130%以上	120%以上	100%以上	100%未満
分配率	20%	15%	10%	0%

個別の賞与額については、賞与支給額総額を対象取締役人数で割ったものを取締役支給基準額とします。（ただし、各取締役の管掌部門の予算達成状況等に応じて、任意の報酬委員会の決議のもと100%の支給とはせず支給額を減額する場合があります。）

当該指標を採用した理由は、当社グループの短期及び中長期的な企業価値向上への貢献度を総合的に判断できるものであり、客観的かつ定量的な評価指標であると考えているためであります。

Ⅲ. 非金銭報酬等（株式等）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額100,000千円の範囲内で、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給しております。支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、年50,000株の範囲内で、割当を受けた日より3年間の譲渡制限期間が付された当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として取締役会において決定いたします。

ハ. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第12期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、この報酬の額とは別に、2018年6月28日開催の第14期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第12期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 等（賞与）	非金銭報酬等 （株式報酬）	
取締役 （うち社外取締役）	81,283千円 (3,375)	70,274千円 (3,375)	3,051千円 (—)	7,957千円 (—)	5名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	14,300 (11,375)	14,300 (11,375)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	95,583 (14,750)	84,574 (14,750)	3,051 (—)	7,957 (—)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等（賞与）は、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 3. 業績連動報酬等（賞与）の額の算定に用いた業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度の期初に設定した予算106百万円に対し、その実績（役員賞与引当金計上前）は133百万円（達成率125.6%）となりました。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役佐藤雅彦氏は、v i o l a 法律事務所所長であります。当社と兼職先との間に重要な取引関係はなく、特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 金子博臣	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたりヘルスケアビジネスに携わってきた経営者としての豊富な経験や知識に基づき適宜発言を行っており、当社の業務執行者とは独立した客観的な立場から会社経営等に関して監督・助言を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役 衣川信也	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役として日々の監査を担当するとともに、出席した取締役会及び監査役会において、事業会社の経理部門における豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 佐藤雅彦	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、いずれも適切と判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,603,223	流動負債	2,081,058
現金及び預金	1,563,768	買掛金	75,174
売掛金	898,515	短期借入金	650,000
貯蔵品	16,200	1年内返済予定の長期借入金	120,727
その他	129,767	前受金	51,824
貸倒引当金	△5,029	前受収益	10,118
固定資産	1,148,272	未払金	291,126
有形固定資産	243,232	未払法人税等	90,854
建物及び構築物	432,787	預り金	541,782
土地	35,800	賞与引当金	100,049
リース資産	49,898	役員賞与引当金	3,051
その他	59,148	その他	146,348
減価償却累計額及び減損損失累計額	△334,401	固定負債	282,083
無形固定資産	563,137	長期借入金	168,189
のれん	336,284	資産除去債務	67,878
その他	226,852	長期前受収益	11,976
投資その他の資産	341,902	その他	34,039
差入保証金	145,401	負債合計	2,363,142
繰延税金資産	182,803	純資産の部	
その他	13,697	株主資本	1,388,334
資産合計	3,751,495	資本金	252,302
		資本剰余金	239,822
		利益剰余金	952,339
		自己株式	△56,130
		その他の包括利益累計額	19
		その他有価証券評価差額金	19
		純資産合計	1,388,353
		負債・純資産合計	3,751,495

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,959,249
売上原価	3,116,098
売上総利益	1,843,151
販売費及び一般管理費	1,612,916
営業利益	230,234
営業外収益	
事業譲渡益	44,907
助成金収入	10,149
その他	9,905
営業外費用	
支払利息	19,890
その他	4,086
経常利益	271,220
特別利益	
固定資産売却益	59
特別損失	
投資有価証券評価損	9,999
本社移転費用	18,076
税金等調整前当期純利益	243,203
法人税、住民税及び事業税	125,926
法人税等調整額	△13,347
当期純利益	130,624
親会社株主に帰属する当期純利益	130,624

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,035,572	流動負債	1,703,517
現金及び預金	1,135,514	買掛金	68
売掛金	406,181	短期借入金	650,000
貯蔵品	13,531	1年内返済予定の長期借入金	109,291
前払費用	65,198	前受金	35,094
短期貸付金	300,000	前受収益	10,118
1年内回収予定の長期貸付金	50,000	未払金	242,436
その他の	69,193	未払費用	39,722
貸倒引当金	△4,047	未払法人税等	12,085
固定資産	1,155,181	未払消費税等	9,647
有形固定資産	130,575	預り金	544,670
建物	338,927	賞与引当金	47,190
車両運搬具	0	役員賞与引当金	3,051
工具、器具及び備品	27,659	その他の	141
減価償却累計額及び減損損失累計額	△236,011	固定負債	192,157
無形固定資産	170,570	長期借入金	133,358
のれん	5	資産除去債	24,096
ソフトウェア	170,565	その他の	34,702
投資その他の資産	854,035	負債合計	1,895,674
投資有価証券	302	純資産の部	
関係会社株式	594,516	株主資本	1,295,060
関係会社長期貸付金	37,500	資本金	252,302
長期前払費用	10,051	資本剰余金	239,822
差入保証金	105,384	資本準備金	237,302
繰延税金資産	104,548	その他の資本剰余金	2,519
その他の	1,731	利益剰余金	859,065
資産合計	3,190,753	その他利益剰余金	859,065
		繰越利益剰余金	859,065
		自己株式	△56,130
		評価・換算差額等	19
		その他有価証券評価差額金	19
		純資産合計	1,295,079
		負債・純資産合計	3,190,753

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,128,598
売上原価	1,325,592
売上総利益	803,006
販売費及び一般管理費	943,795
営業損失	140,789
営業外収益	
受取配当金	152,100
事業譲渡益	44,907
経営指導料	85,853
業務受託料	15,563
助成金収入	6,343
その他	4,774
営業外費用	
支払利息	16,710
支払手数料	138
その他	2,629
経常利益	149,275
特別損失	
投資有価証券評価損	9,999
本社移転費用	16,054
税引前当期純利益	123,221
法人税、住民税及び事業税	4,095
法人税等調整額	△4,036
当期純利益	123,161

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社インターネットインフィニティー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 博 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 竹 美 江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットインフィニティーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターネットインフィニティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社インターネットインフィニティー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 博 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 竹 美 江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットインフィニティーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社インターネットインフィニティー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 衣川 信也 ㊟
監査役（社外監査役） 佐藤 雅彦 ㊟
監査役 渡邊 龍男 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

- 《会場》 東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話 (03) 5221-9000
- 《交通》 J R 線 有楽町駅より徒歩1分
東京駅より徒歩5分 (京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)
- 地下鉄 有楽町線: 有楽町駅 (B1F地下コンコースにて連絡)
千代田線: 二重橋前駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩7分
丸ノ内線: 銀座駅より徒歩5分
銀座線: 銀座駅より徒歩7分/京橋駅より徒歩7分
三田線: 日比谷駅より徒歩5分



電子提供措置の開始日 2024年5月31日

株主各位

第20期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社インターネットイニティー

証券コード：6545

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、通達、定款、社内規程及び社会規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - ハ. 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。
 - ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ホ. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理を行う。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクの防止及び会社の損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ロ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則として毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の把握に努めるとともに、職務執行上の重要事項について協議する。
 - ハ. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで業務の迅速性・効率性を確保する。
 - ニ. 中期経営計画を実現するための計数目標として予算を策定し、各取締役及び各部門は、その目標に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社はグループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、事業目的を遂行しうよう指導・助成し、相互の利益を増進するため、「グループ経営管理規程」を定めると共に「経営指導契約」を締結し、グループ会社の経営指導を行う。
 - ロ. 「グループ経営管理規程」及び「経営指導契約」に基づき、一定の事項については事前に当社と協議すべき事項、事前に当社が承認を行う事項、当社に対して定期的及び必要に応じて報告を行う事項とする。また、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置し、円滑な運営の指導にあたりると共に、担当取締役等が出席するグループ会社連絡会議を開催し、経営数値その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を求め、必要に応じて主管部門が確認・指導する。
 - ハ. 当社は、「グループ経営管理規程」及び「経営指導契約」に基づき、グループ会社に対し、内部監査を行う。当社の内部監査室は、グループ会社の監査役及び当社監査役と緊密な連携を図り、グループ会社の内部統制の有効性を監査し、その結果を各グループ会社及び当社の代表取締役社長へ報告する。
 - ニ. グループ会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
 - ホ. グループ会社において当社に準じた「職務権限規程」等を定め、それらの規程等に基づき業務を執行することにより、グループ会社の職務の執行が効率的・適切に行われることを確保する。

- へ. 当社が運用している「内部通報制度」をグループ会社にも展開し、グループ会社の従業員等が直接当社に情報提供できるようにすることにより、法令違反等を早期発見する体制を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、取締役は適切な人材を配置する。
- ロ. 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。
- ハ. 補助使用人の人事評価及び人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握のために、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に対して説明を求めることができるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、或いは、取締役及び使用人による違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ハ. 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のための費用等の前払又は償還等を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、グループ会社の監査役と随時情報・意見交換を実施できる。
 - ロ. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施等を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者出席のもと経営会議を開催し、各部門の職務執行状況の報告を受けるとともに、各部門の課題及びリスクの分析、対応策の協議を行っております。その他、常勤取締役、常勤監査役、グループ会社社長、グループ会社管理を担当する経営企画部の責任者等が出席のもと、グループ会社連絡会議を月1回開催し、主に当社とグループ会社との間で締結している経営指導契約に基づき、経営管理上必要な事前協議及び報告を行っております。

② コンプライアンス

役職員が法令等を遵守した行動をとるために、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を適宜実施しました。また、内部監査室は、各部門及び各グループ会社の職務執行が法令、定款、社内規程等に準拠し適正に行われているかを監査し、代表取締役社長、監査役及び取締役会並びに各グループ会社代表取締役社長に定期的に報告しております。さらに、当社では内部通報規程を制定しております。万一コンプライアンス違反が発生した場合にも、早期に発見し適切に対処することを目的として内部通報制度を設けるとともに、従業員が安心してこの制度を利用できるよう、内部通報者の保護等を明確に定めております。社内及び社外の通報・相談窓口を社内ポータルサイトに掲載することなどにより役職員に周知しております。

また、当期においては代表取締役社長を委員長として、コンプライアンス違反の未然防止や発生時の対応等について審議するリスク・コンプライアンス委員会を必要に応じ開催し、各部門に潜在するリスク等を把握・認識し、それぞれのリスクへの具体的対応や予防措置を講じてまいりました。

③ 監査役監査

監査役は、監査方針を含む監査計画に基づき、取締役会や経営会議、グループ会社連絡会議等の重要な会議への出席、稟議書や契約書等の重要書類の閲覧、事業所への往査、代表取締役との面談、役職員へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。また、原則月1回監査役会を開催し、監査役間の情報共有を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	252,302	237,302	822,945	△23,183	1,289,367
暫定的な会計処理の 確定による影響額			△1,230		△1,230
暫定的な会計処理の確定を 反映した当期首残高	252,302	237,302	821,715	△23,183	1,288,136
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,624		130,624
自己株式の取得				△46,176	△46,176
自己株式の処分		2,519		13,229	15,749
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,519	130,624	△32,946	100,197
当 期 末 残 高	252,302	239,822	952,339	△56,130	1,388,334

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△5	△5	1,289,361
暫定的な会計処理の 確定による影響額			△1,230
暫定的な会計処理の確定を 反映した当期首残高	△5	△5	1,288,131
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,624
自己株式の取得			△46,176
自己株式の処分			15,749
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24	24	24
当期変動額合計	24	24	100,222
当 期 末 残 高	19	19	1,388,353

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社レコードブック
株式会社フルケア
株式会社正光技建
株式会社カンケイ舎

株式会社レコードブックは2023年11月1日の新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社正光技建の決算日は9月30日であります。当該会社については、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

I. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

II. 棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

I. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～43年

II. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

III. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

I. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

II. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

III. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

また、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年～12年の定額法により償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費については導入支援業務を実施した時点において、ロイヤルティ収入については加盟店の売上高等の発生時点において、それぞれ収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 336,284千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度末において減損の兆候があると判断した各資産グループ（のれんを含むより大きな単位）に対し、減損損失の認識要否について検討を行いました。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループ（のれんを含むより大きな単位）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識要否を判定しております。

当連結会計年度において、のれんを含む一部の資産グループにおいて減損の兆候を識別しているものの、減損損失の認識には至っておりません。各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績および事業計画等を基礎としております。事業計画は、高齢化の進行に伴うヘルスケアサービスの需要拡大などの市場環境を考慮した売上予測等の仮定に基づいております。見積りに用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失を認識する可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	5,427,771	—	—	5,427,771

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 定時株主総会	株式の種類	配当の源泉	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,520	5円	2024年3月31日	2024年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 233,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入等により調達しております。余資の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。その一部は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。また、Webソリューション事業の取引先に対する売掛金は信用リスクに晒されております。

貸付物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金、未払費用等は、ほとんど1ヵ月以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済日は最長で決算日後8年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が入金状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

III. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の無い株式等は含まれておりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、前受金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	145,401	129,321	△16,080
資産計	145,401	129,321	△16,080
長期借入金（※）	288,916	288,951	35
負債計	288,916	288,951	35

(※) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	302

(※) 非上場株式については、上表に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	129,321	—	129,321
資産計	—	129,321	—	129,321
長期借入金	—	288,951	—	288,951
負債計	—	288,951	—	288,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間（1年以内）で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

ヘルスケア ソリューション事業	レコードブック	直営	1,043,814
		フランチャイズ	776,971
	Webソリューション	シルバーマーケティング	152,140
		仕事と介護の両立支援	143,704
		メディカルソリューション	41,328
	アクティブライフ		1,256,434
	計		3,414,393
在宅サービス事業	通所介護		463,433
	訪問介護		493,185
	居宅介護支援		344,768
	施設介護		203,917
	計		1,505,304
顧客との契約から生じる収益			4,919,698
その他の源泉から生じた収益			39,550
外部顧客への売上高			4,959,249

(注) 1. その他の源泉から生じた収益は、在宅サービス事業におけるリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 当連結会計年度より、従来の「ケアサプライ」を「アクティブライフ」に名称を変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	665	—
売掛金	812,335	898,515
契約負債		
前受金	8,499	40,824
前受収益	16,575	10,118
長期前受収益	16,647	11,976

契約負債は、主に、レコードブック事業において、フランチャイズ契約に基づき受け取った加盟金の履行義務の未充足部分に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,782千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	50,815
1年超2年以内	5,374
2年超3年以内	3,783
3年超	2,944
合計	62,919

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 261円75銭
 (2) 1株当たり当期純利益 24円59銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

会社分割による事業承継

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、当社のレコードブック事業を会社分割（簡易吸収分割）により、当社の連結子会社である株式会社レコードブックに承継させることを決議し、同日付で同社と吸収分割契約を締結いたしました。

この契約に基づき、2024年4月1日付で会社分割を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社レコードブック
事業の内容	レコードブック事業

② 効力発生日

2024年4月1日

③ 会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社レコードブックを承継会社とする吸収分割方式であります。

④ 結合後企業の名称

株式会社レコードブック

⑤ 会社分割の目的

権限委譲を進め意思決定を迅速化することにより、店舗ネットワーク拡大を再加速させるとともに、競争力の強化や周辺領域への展開を図ることが、当社グループ全体の企業価値向上に資するとの判断に至り、レコードブック事業の分社化を決定いたしました。今後は、外部環境の変化や3年に一度の介護保険制度改定に機動的且つ柔軟に対応する経営体制を確立することにより、レコードブック事業の成長の再加速を目指してまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	252,302	237,302	—	237,302	735,903	735,903	△23,183	1,202,325
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					123,161	123,161		123,161
自 己 株 式 の 取 得							△46,176	△46,176
自 己 株 式 の 処 分			2,519	2,519			13,229	15,749
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,519	2,519	123,161	123,161	△32,946	92,734
当 期 末 残 高	252,302	237,302	2,519	239,822	859,065	859,065	△56,130	1,295,060

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合 計	
当 期 首 残 高	△5	△5	1,202,319
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			123,161
自 己 株 式 の 取 得			△46,176
自 己 株 式 の 処 分			15,749
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24	24	24
当 期 変 動 額 合 計	24	24	92,759
当 期 末 残 高	19	19	1,295,079

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～43年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年以内

のれん 3年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費については導入支援業務を実施した時点において、ロイヤルティ収入については加盟店の売上高等の発生時点において、それぞれ収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 594,516千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度において関係会社株式評価損の計上要否について検討を行いました。関係会社株式は市場価格のない株式として取得価額をもって貸借対照表価額としております。関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく低下したと認められる場合に、関係会社の事業計画等に基づき、実質価額の回復可能性を検討しております。事業計画は、高齢化の進行に伴うヘルスケアサービスの需要拡大などの市場環境を考慮した売上予測等の仮定に基づいております。見積もりに用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	388,379千円
関係会社に対する短期金銭債務	23,758千円

4. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高	
売上高	2,514千円
販売費及び一般管理費	5,309千円
営業取引以外の取引高	254,718千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	28,108	124,800	29,165	123,743

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増減理由は以下のとおりです。

2023年5月15日の取締役会決議による自己株式の取得	124,800株
2023年6月27日の取締役会決議による自己株式の処分	29,165株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,449千円
役員賞与引当金	934
前受収益	2,231
繰延消費税等	2,168
未払事業税	2,446
資産調整勘定	2,214
資産除去債務	7,378
減価償却超過額	30,291
繰越欠損金	45,924
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	13,756
その他	16,248
繰延税金資産小計	<u>138,043</u>
評価性引当額	<u>△14,636</u>
繰延税金資産合計	123,406
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,675
税務上の収益認識差額	△14,174
その他有価証券評価差額金	△8
繰延税金負債合計	<u>△18,858</u>
繰延税金資産の純額	<u>104,548</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社カンケイ舎	直接 100.0%	資金の貸付 (注1) 役員の兼任 従業員の出向	資金の貸付(純額) 経営指導	100,000 54,177	短期貸付金 長期貸付金 (含1年内回収予定分)	300,000 87,500

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 株式会社カンケイ舎に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 244円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円19銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。